

(仮訳)

ロシア連邦

連邦法

連邦法「ロシア連邦における動員準備および動員について」の変更について

国家院により採択 2022年10月18日

連邦院により承認 2022年10月19日

第1条

1997年2月26日付連邦法第31-FZ号「ロシア連邦における動員準備および動員について」（ロシア連邦法令集、1997年、第9号、掲載番号1014）第V章に、以下の内容の第21条の1を追加するという形で変更を加える：

「第21条の1 個々のカテゴリーの市民の動員による軍務への召集および個々のカテゴリーの市民の就役に係わる特異事項

1. 個人事業主、組織の設立発起人（出資者）である市民、単独執行機関の権限を担う市民で、動員により軍務に召集される市民に対して、市民動員召集委員会から、代理人を介した活動も含めて、今後の企業活動の実行に係わる組織上の問題の解決のために5労働日が与えられる。ロシア連邦政府は当該の問題の解決に係わる特異事項を定めることができる。

2. 個人事業主、組織の設立発起人（出資者）である市民、単独執行機関の権限を担う市民で、動員により軍務に召集された市民に対しては、企業活動に係わる、1998年5月27日付ロシア連邦法第76-FZ号「軍人の身分について」に定める制限および禁止措置は適用されない。

3. 個人事業主、組織の設立発起人（出資者）である市民、単独執行機関の権限を担う市民で、動員により軍務に召集された市民はロシア連邦の法に定める手順により、代理人を介して企業活動の実行に関する決定を下すことができる。」。

第2条

本連邦法はその公布日をもって発効する。

1997年2月26日付連邦法第31-FZ号「ロシア連邦における動員準備および動員について」第21条の1第2項および第3項の効力は個人事業主、組織の設立発起人（出資者）である市民、単独執行機関の権限を担う市民で、2022年9月21日以降に動員により軍務に召集された市民に及ぶものとする。

ロシア連邦大統領

V.プーチン

モスクワ、クレムリン2022年10月20日

第404-FZ号